

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第42号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）姉小路界わい地区地区計画，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）河原町商店街地区地区計画及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）太秦安井山ノ内地区地区計画が決定され，これらの地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い，次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途，敷地及び構造に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名 称（適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
姉小路界わい 地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
河原町商店街 A地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。），店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(3) 1階を住宅（事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあっては，その居住の用に供する部分）の用途に供するもの（1階における当該部分が，河原町通に面しないものを除く。）</p> <p>(4) 1階を共同住宅，寄宿舎又は下宿（これらに付</p>

		<p>属する施設を含む。)の用途に供するもの(1階の当該用途に供する部分を共用の廊下,階段又は昇降機その他の居住の用以外の用にのみ供するものであり,かつ,当該部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。)</p> <p>(5) 自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車のための施設(誘導車路,操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。)。ただし,建築物に付属するもので,床面積の合計が同一敷地内にある建築物(自動車車庫等の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないものであり,かつ,1階における自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通に面しないものを除く。</p> <p>(6) 倉庫その他これに類するもの(床面積の合計が同一敷地内にある建築物(倉庫その他これに類する用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないものであり,かつ,1階における倉庫その他これに類する用途に供する部分が河原町通に面しないものを除く。以下「倉庫等」という。)</p>
河原町商店街 B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業(風営法第2条第1項第7号及び第8号に掲げるものを除く。),店舗型風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋,射的場,勝馬投票券発売所,場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(3) 1階を住宅(事務所,店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの)にあつては,その居住の用に供する部分)の用途に供するもの(1階における当該部分が,河原町通に面しないものを除く。)</p>

		<p>(4) 1階を共同住宅，寄宿舍又は下宿（これらに付属する施設を含む。）の用途に供するもの（1階の当該用途に供する部分を共用の廊下，階段又は昇降機その他の居住の用以外の用にのみ供するものであり，かつ，当該部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。）</p> <p>(5) 自動車車庫等。ただし，建築物に付属するもので，床面積の合計が同一敷地内にある建築物（自動車車庫等の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないものであり，かつ，1階における自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通に面しないものを除く。</p> <p>(6) 倉庫等</p>
太秦安井山ノ内A地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
	建ぺい率の最高限度	10分の6
	壁面の位置の制限	<p>御池通，葛野大路通若しくは河川の境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度 御池通及び葛野大路通の境界線にあつては10メートル，河川の境界線にあつては1メートル，隣地境界線にあつては2メートル。ただし，休憩所その他これに類する建築物で，地階を除く階数が1のものについては，この限りでない。</p>

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 明倫元学区新町通・室町通界わい地区の項の次に次の3項を加える。

姉小路界わい地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）姉小路界わい地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
河原町商店街A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）河原町商店街地区地区計画（以下「河原町商店街地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
河原町商店街B地区	河原町商店街地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域

別表第1 太秦地区の項の次に次の1項を加える。

太秦安井山ノ内A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）太秦安井山ノ内地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------	--

別表第2 明倫元学区新町通・室町通界わい地区の項中「明倫元学区新町通・室町通界わい地区」を「明倫元学区新町通・室町通界わい地区及び姉小路界わい地区」に改め、同項の次に次の2項を加える。

河原町商店街A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）、店舗型風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票
-----------	-----------	---

		<p>券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(3) 1階を住宅（事務所，店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては，その居住の用に供する部分）の用途に供するもの（1階における当該部分が，河原町通に面しないものを除く。）</p> <p>(4) 1階を共同住宅，寄宿舍又は下宿（これらに付属する施設を含む。）の用途に供するもの（1階の当該用途に供する部分を共用の廊下，階段又は昇降機その他の居住の用以外の用にのみ供するものであり，かつ，当該部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。）</p> <p>(5) 自動車車庫その他の専ら自動車の停留又は駐車のための施設（誘導車路，操車場所及び乗降場を含む。以下この項及び次項において「自動車車庫等」という。）ただし，建築物に付属するもので，床面積の合計が同一敷地内にある建築物（自動車車庫等の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないものであり，かつ，1階における自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通に面しないものを除く。</p> <p>(6) 倉庫その他これに類するもの（床面積の合計が同一敷地内にある建築物（倉庫その他これに類する用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないものであり，かつ，1階における倉庫その他これに類する用途に供する部分が河原町通に面しないものを除く。次項において「倉庫等」という。）</p>
河原町商店街B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業（風営法第2条第1項第7号及び第8</p>

		<p>号に掲げるものを除く。), 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。)</p> <p>(3) 1階を住宅(事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては, その居住の用に供する部分)の用途に供するもの(1階における当該部分が, 河原町通に面しないものを除く。)</p> <p>(4) 1階を共同住宅, 寄宿舍又は下宿(これらに付属する施設を含む。)の用途に供するもの(1階の当該用途に供する部分を共用の廊下, 階段又は昇降機その他の居住の用以外の用にのみ供するものであり, かつ, 当該部分の床面積の合計が1階の床面積の2分の1以下であるものを除く。)</p> <p>(5) 自動車車庫等。ただし, 建築物に付属するもので, 床面積の合計が同一敷地内にある建築物(自動車車庫等の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計を超えないものであり, かつ, 1階における自動車車庫等の用途に供する部分が河原町通に面しないものを除く。</p> <p>(6) 倉庫等</p>
--	--	--

別表第2 祇園四条A地区の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「」及び「」という。)」を削る。

別表第2 太秦地区の項の次に次の1項を加える。

<p>太秦安井山ノ内 A地区</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するも</p>
------------------------	------------------	--

	の (4) カラオケボックスその他これに類するもの
建ぺい率の 最高限度	10分の6
壁面の位置 の制限	御池通，葛野大路通若しくは河川の境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度 御池通及び葛野大路通の境界線にあつては10メートル，河川の境界線にあつては1メートル，隣地境界線にあつては2メートル。ただし，休憩所その他これに類する建築物で，地階を除く階数が1のものについては，この限りでない。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

( 都市計画局建築指導部建築指導課 )